

京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第七号)

- (趣旨)
- 第一条 この規程は、京都大学大学院文学研究科(以下「文学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。
- (研究科長)
- 第二条 文学研究科に、研究科長を置く。
- 2 研究科長は、文学研究科の教授をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き二年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長は、文学研究科の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、文学研究科の業務全般を総括する。
- (教授会)
- 第三条 文学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。
- (文学研究科会議)
- 第四条 博士学位の授与について審議するため、文学研究科会議を置く。
- 2 文学研究科会議の組織及び運営に関し必要な事項は、文学研究科会議が定める。
- (専攻及び講座)
- 第五条 文学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。
- 文献文化学専攻 国語学・国文学講座、中国語学・中国文学講座、東洋古典学講座、西洋古典学講座、欧米語学・欧米文学講座
- 思想文化学専攻 哲学・宗教学講座、美学・美術史学講座
- 歴史文化学専攻 日本史学講座、東洋史学講座、西洋史学講座、考古学講座
- 行動文化学専攻 心理学講座、言語学講座、社会学講座、地理学講座
- 現代文化学専攻 現代文化学講座
- (専攻共通)
- 2 前項の総合文化学講座は、客員の教員をもって充てる。
- 3 前二項に掲げるもののほか、文学研究科の次表上欄の専攻に同表下欄の協力講座を置く。
- | | |
|---------|---------|
| 文献文化学専攻 | 文献文化論講座 |
| 思想文化学専攻 | 思想文化論講座 |
| 歴史文化学専攻 | 歴史文化論講座 |
| 現代文化学専攻 | 現代文化論講座 |
- (系及び専修)

第六条 文学研究科における学修及び研究指導の円滑な実施を図るため、文学研究科に、系及び専修を置く。

2 系及び専修

(専攻長)

第七条 第五条第一項に規定する専攻に専攻長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(ユーラシア文化研究センター)

第八条 文学研究科に、附属の教育研究施設として、ユーラシア文化研究センター（羽田記念館）（以下「センター」という。）を置く。

2 センターにセンター長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの業務をつかさどる。

5 センターの運営に関する事項について、センター長の諮問に応ずるため、センター運営委員会を置く。

6 前各項に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、研究科長が定める。

(図書館)

第九条 文学研究科に、図書館を置く。

2 図書館に館長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。ただし、研究科長は、館長を兼ねることはできない。

3 館長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 館長は、図書館の業務をつかさどる。

5 図書館の運営に関する事項について、館長の諮問に応じるため、図書委員会を置く。

6 前各項に定めるもののほか、図書館に関する必要な事項は、研究科長が定める。

(事務組織)

第十条 文学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第十一条 この規程に定めるもののほか、文学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。